

仕事と子育ての両立支援のための休暇制度等について

職員の皆さんへ

仕事と子育ての両立を支援するために、県の条例・規則により様々な休暇等の制度が設けられています。

また、親である職員の仕事と子育ての両立を支援するためには、職場の皆さん一人一人による休暇制度等の適切な理解も大切となります。

是非ご参照ください。

主な休暇等の種類	取得可能日数	取得可能期間
出産補助休暇 (男性のみ)	3日 (1日、1時間単位での取得可)	妻が入院等する日から出産日後2週間まで
父親育児休暇 (男性のみ)	5日 (1日、1時間単位での取得可)	妻の出産日後8週間まで。上の子(小学校就学前)の育児をする場合は、妻の出産予定日の8週間前(多胎妊娠の場合は14週間前)から出産後8週間まで *出産に係る子に特別な事情がある場合、産後取得期間の特例有
育児休業	養育しようとする子が3歳に達する日までの日数 (育児休業期間は期末手当が減額されるが、休業期間が1ヶ月以下の場合は減額されない。)	養育しようとする子が3歳に達する日まで 配偶者の就業の有無に関わらず取得でき、県費負担教職員同士の夫婦でも、同時に取得できます。 **まずは1ヶ月間、育児休業を取得してみませんか**
育児短時間勤務	①1日につき3時間55分×週5日勤務 ②1日につき4時間55分×週5日勤務 ③1日につき7時間45分×週3日勤務 等の勤務形態から選択する。 (給与)給与月額は勤務時間数に応じた額(休暇)年次休暇は勤務日数等で比例付与	養育しようとする子が小学校就学の始期に達するまで(請求期間等) ・1ヶ月前までに、1年以上1年以下の期間で請求 ・毎年度の請求を原則とし、同一年度の延長請求は1回限り ・育児短時間の終了後1年以内は、特別な事情がある場合を除き再度の請求不可
部分休業	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分単位で2時間以内	養育しようとする子が小学校就学の始期に達するまで
休憩時間の特例	45分を超える休憩時間を45分に短縮し、終業時刻を繰り上げる	次の①～③に該当する場合で、かつ校務の運営に支障がないと所属長が認める場合 ①小学校就学の始期に達するまでの同居の子のある職員が、その子を養育する場合 ②小学校に就学している同居の子を送迎する場合 ③日常生活を営むのに支障がある者の介護をする場合
早出遅出勤務	①勤務時間が8:30～17:15の職員 早出勤務:8:00～16:45 遅出勤務:9:00～17:45 ②勤務時間が①以外の職員 15分単位で最大30分、始業時刻及び終業時刻を繰上げ、又は繰下げる変更が可能。	
育児時間	1日2回それぞれ45分以内	1歳6月未満の子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合
子育て支援休暇	次の①と②を合計した日数の範囲内(上限10日) ①小学生以下の場合 年5日 (複数の子を有する場合は年10日) ②中学生の場合 年3日 (複数の子を有する場合は年6日) 1日、1時間、30分単位での取得可	・義務教育終了前の子の看護(以下参照)を行う必要があり、その看護に従事する場合 ①負傷、疾病による治療、療養中の看病や通院などの世話 ②予防注射や健康診断を受けさせるための付き添い ③感染症予防のため、保育所・幼稚園・小学校が閉鎖(学級閉鎖を含む)された際に子の健康を管理する場合 ・義務教育終了前の子が在籍する学校等が実施する行事(以下参照)に参加する場合 入学(園)式、卒業(園)式、家庭訪問、授業(保育)参観、運動会、学芸会その他これに類するもの(文化祭、三者面談等)が対象

育児・介護を行う職員のための深夜勤務・時間外勤務の制限があります!

育児や介護を行う職員にとって時間外勤務は大きな負担になることから、条件に該当する場合には深夜勤務や時間外勤務の制限を請求することができます。

- ①3歳未満の子を養育する場合
- ②小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合
- ③職員が自ら介護を行う場合

休暇・休職制度の詳細については所属の担当職員にお尋ねください